

郡山市介護保険の特別対策に係る社会福祉法人等利用料軽減助成要綱

平成12年5月1日制定
平成13年1月1日一部改正
平成13年4月1日一部改正
平成13年12月13日一部改正
平成15年6月1日一部改正
平成17年10月1日一部改正
平成18年4月1日一部改正
平成21年4月1日一部改正
平成21年9月1日一部改正
平成23年4月1日一部改正
平成24年4月1日一部改正
平成25年9月20日一部改正
平成26年4月23日一部改正
平成27年12月28日一部改正
平成28年3月29日一部改正
平成31年2月13日一部改正
令和2年7月1日最終改正
[保健福祉部介護保険課]

目次

第1章 総則（第1条）

第2章 利用者負担額の軽減（第2条－第9条）

第3章 社会福祉法人等への助成（第10条－第14条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この要綱は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）の施行に伴い増加する利用者負担を緩和するため、介護保険サービスの提供を行う社会福祉法人その他市長の認める法人（以下「社会福祉法人等」という。）が利用者負担額の軽減（以下「軽減」という。）をした場合における当該軽減を実施した社会福祉法人等に対し助成を行うことにより、介護保険サービスの効果的な利用促進を図ることを目的とする。

第2章 利用者負担額の軽減

（軽減対象サービス）

第2条 軽減の対象となる介護サービス等（以下「軽減対象サービス」という。）は、社会福祉法人等が提供する訪問介護、通所介護、短期入所生活介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、複合型サービス、介護福祉施設サービス、介護予防短期入所生活介護、介護予防認知症対応型通所介護及び介護予防小規模多機能型居宅介護並びに第1号訪問事業のうち介護予防訪問介護に相当する事業及び第1号通所事業のうち介護予防通所介護に相当

する事業（自己負担割合が保険給付と同様のものに限る。）とする。

（軽減の対象者）

第3条 軽減の対象者は、軽減対象サービスを利用する者のうち次に掲げる者とする。

- (1) 市町村民税非課税世帯に属する老齢福祉年金者
- (2) 軽減されなければ次号に掲げる被保護者となる者
- (3) 生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第1項に規定する被保護者
- (4) 前3号に掲げる者のほか、市長が特に生計が困難であると認めた者

（軽減の対象）

第4条 軽減を受けることができる利用者負担額は、軽減対象サービスを利用した場合における介護費用、食費に係る負担額及び指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生労働省令第39号）又は指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生労働省令第37号）に規定する小規模生活単位型指定介護老人福祉施設及び一部小規模生活単位型指定介護老人福祉施設並びに小規模生活単位型指定短期入所生活介護事業所及び一部小規模生活単位型指定短期入所生活介護事業所においてユニットの提供を行うことに伴い必要となる費用（以下「居住費」という。）とする。

2 前項の規定にかかわらず、前条第3号に規定する者については、個室の居住費に係る利用者負担額のみを軽減の対象とする。

3 第1項の規定にかかわらず、介護保険法施行法（平成9年法律第124号）第13条の規定に基づく特別養護老人ホームの旧措置入所者で、利用者負担割合が5%以下の者については、ユニット型個室の居住費に係る利用者負担額のみを軽減の対象とする。

（軽減の額）

第5条 軽減を受けることができる額は、第3条第1号及び第2号により軽減を受ける者は前条に規定する利用者負担額の2分の1の額とし、その他の者は4分の1の額とする。

2 前項の規定にかかわらず、第3条第3号により軽減を受ける者については、利用者負担額の全額とする。

（軽減の申請）

第6条 軽減対象サービスの利用者負担額の軽減を受けようとする者は、郡山市介護保険社会福祉法人等利用者負担軽減対象確認申請書（第1号様式）を市長に提出し、確認を受けなければならない。

（軽減の決定）

第7条 市長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、当該軽減に係る可否の決定を行うものとする。

2 市長は、前項の規定により利用者負担額の軽減の可否を決定したときは、郡山市介護保険社会福祉法人等利用者負担軽減対象決定通知書（第2号様式）により当該申請をした者に通知するものとする。この場合において、当該決定が軽減を認める決定であるときは、当該通知と併せて社会福祉法人等利用者負担軽減確認証（第3号様式。以下「確認証」という。）を交付するものとする。

（確認証の有効期限等）

第8条 確認証の有効期間は、申請書を受理した日（以下「受理日」という。）の属する月の初日から受理日後最初に到来する7月31日までとする。

2 確認証の有効期限後引き続き確認証の交付を受けようとする者は、有効期限の3週間前までに、

第6条の申請を行わなければならない。

- 3 確認証の交付を受けた者は、軽減の対象者に該当しなくなったときは、速やかに当該確認証を市長に返還しなければならない。

(確認証の再交付)

第9条 確認証の交付を受けた者が確認証を破損し、又は亡失したときは、市長に社会福祉法人等利用者負担軽減確認証再交付申請書(第4号様式)により申請し、確認証の再交付を受けることができる。

第3章 社会福祉法人等への助成

(助成の対象者)

第10条 この要綱による助成の対象者は、軽減対象サービスについて利用者負担額の軽減を行う社会福祉法人等とする。

(助成の額)

第11条 社会福祉法人等が前条の軽減を行った場合の助成する額は、次項から第3項までの規定により算出した額を合算した額とする。

- 2 社会福祉法人等が事業所に係る利用者の利用者負担額を軽減した場合については、当該事業所に係る軽減をした総額から、この要綱による軽減をしなかったとした場合の次に掲げる費用に係る利用者負担収入(当該事業所に係るものに限る。)の1%に相当する額を減じて得た額の2分の1の額を助成する額とする。

(1) 次に掲げる軽減対象サービスを利用した場合における介護費用

ア 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成12年厚生省告示第19号)により算定した訪問介護費、通所介護費又は短期入所生活介護費

イ 指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準(平成12年厚生省告示第21号)により算定した介護福祉施設サービス費

ウ 指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成18年厚生労働省告示第127号)により算定した介護予防短期入所生活介護費

エ 指定地域密着型サービスに要する費用の額に関する基準(平成18年厚生労働省告示第126号)により算定した定期巡回・随時対応型訪問介護看護費、小規模多機能型居宅介護費、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費、夜間対応型訪問介護費、地域密着型通所介護費、認知症対応型通所介護費又は複合型サービス費

オ 指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額に関する基準(平成18年厚生労働省告示第128号)により算定した介護予防認知症対応型通所介護費

カ 地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律(平成26年法律第83号)第5条の規定による改正前の法(以下「平成26年改正前法」という。)第8条の2第2項に規定する介護予防訪問介護又は同条第7項に規定する介護予防通所介護に係る平成26年改正前法第53条第2項第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準の例により算定した第1号訪問事業費又は第1号通所事業費

(2) 居住費

(3) 食費

- 3 指定介護老人福祉施設を設置する社会福祉法人等が軽減をした場合において、当該施設における

介護福祉施設サービスに係る軽減をした額が、この要綱による軽減をしなかった場合の利用者負担収入（当該施設に係るものに限る。）の10%に相当する額を超えた場合の助成する額は、当該超えた部分に相当する額の全額とする。

（軽減実施の申し出等）

第12条 第3条に規定する対象者に対しこの要綱に基づき利用者負担額の軽減を行う社会福祉法人等は、あらかじめ市長に郡山市介護保険社会福祉法人等による利用者負担軽減申出書（第5号様式）を提出するものとする。

（助成の申請）

第13条 利用者負担額の軽減を行った社会福祉法人等は、4月分から9月分までにあつては当該年度の10月末日、10月分から翌年3月分までにあつては当該年度の3月末日までに郡山市介護保険の社会福祉法人等利用者負担軽減に係る助成金申請書（第6号様式）に実績報告書（第7号様式）を添えて市長に助成の申請をするものとする。この場合において、当該報告書に係る収支決算書その他市長が必要と認めて指示する書類を添付しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、市長が特に認める場合は、4月分から翌年3月分までを一括して申請することができる。

（助成の条件）

第14条 社会福祉法人等は、当該事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整えたとともに、当該帳簿及び証拠書類を事業完了後5年間保存しなければならない。

第4章 雑則

（他要綱との適用関係）

第15条 第3条の規定に基づき、利用者負担額の軽減の対象となる者が、郡山市介護保険の特別対策に係る障害者訪問介護利用料助成要綱（平成12年3月24日制定。以下「訪問介護利用料助成要綱」という。）の規定に基づく訪問介護の利用者負担額の減額の対象となる場合は、訪問介護利用料助成要綱の規定に基づく利用者負担額の減額後、この要綱の規定による軽減を行うものとする。

2 法第51条に規定する高額介護サービス費及び法第61条に規定する高額介護予防サービス費並びに法第51条の2に規定する高額医療合算介護サービス費及び法第61条の2に規定する高額医療合算介護予防サービス費は、この要綱の規定による軽減を行った後適用するものとする。

3 法51条の3に規定する特定入所者介護サービス費（以下特定入所者介護サービス費という。）及び法61条の3に規定する特定入所者介護予防サービス費（以下特定入所者介護予防サービス費という。）との適用関係については、特定入所者サービス費及び特定入所者介護予防サービス費の支給後の利用者負担額について、この要綱の規定による軽減を行うものとする。

（社会福祉法人等による自主的な軽減実施）

第16条 自らの財務状況を踏まえて自主的に事業実施が可能である社会福祉法人等については、第11条に規定する助成措置を受けることなく本事業を実施することを妨げない。この場合において、助成措置以外の実施方法は、本要綱の規定に基づくものとする。

（委任）

第17条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成12年5月1日から施行する。
- 2 受理日が平成12年5月及び6月に係る確認証の有効期間は、第8条の規定にかかわらず当該受理日の属する日の初日から平成13年6月30日までとする。
- 3 平成18年7月1日から平成20年6月30日までの間、平成18年6月1日現在において、法第51条の2第2項第一号及び第61条の2第2項第一号に規定する食費の負担限度額を定める件（平成17年厚生労働省告示第413号）に規定する表一、二、及び三並びに法第51条の2第2項第二号に規定する居住費の負担限度額及び同法第61条の2第2項第二号に規定する滞在費の負担限度額を定める件（平成17年厚生労働省告示第414号）に規定する表一に該当する者のうち、地方税法等の一部を改正する法律（平成17年法律第5号）第6条に規定する市町村民税に関する経過措置対象者及びその者と同一の世帯に属する要介護等被保険者であって、次に掲げる全ての要件を満たす者は、第3条の規定にかかわらず軽減の対象とする。ただし、軽減の額は第5条の規定にかかわらず第4条に規定する利用者負担額の1/8とする。
 - (1) 軽減を受けようとする者及びその世帯員の年間収入が単身世帯で1,900,000円、世帯員が1人増えるごとに500,000円を加算した額以下であること
 - (2) 軽減を受けようとする者及びその世帯員の預貯金、有価証券及び債券等の額が単身世帯で3,500,000円、世帯員が1人増えるごとに1,000,000円を加算した額以下であること
 - (3) 軽減を受けようとする者及びその世帯員が日常生活に供する資産以外に活用できる資産がないと市長が認める者であること
 - (4) 軽減を受けようとする者が負担能力のある親族等に扶養されていないこと
 - (5) 軽減を受けようとする者が介護保険料を滞納していないこと
- 4 平成25年8月1日施行の生活扶助基準等の改正に伴い生活保護が廃止された者であって、廃止時点において本事業に基づく軽減又は特定入所者介護（予防）サービス費の支給により居住費の利用者負担がなかった者のうち、引き続き第3条に該当する者については、第5条の規定にかかわらず、軽減の程度を居住費以外にかかる利用者負担については、4分の1（老齢福祉年金受給者は2分の1）を原則とするとともに、居住費にかかる利用者負担については全額とする。
- 5 平成26年4月1日施行の生活扶助基準等の改正に伴い生活保護が廃止された者であって、廃止時点において本事業に基づく軽減又は特定入所者介護（予防）サービス費の支給により居住費の利用者負担がなかった者のうち、引き続き第3条に該当する者については、第5条の規定にかかわらず、軽減の程度を居住費以外にかかる利用者負担については、4分の1（老齢福祉年金受給者は2分の1）を原則とするとともに、居住費にかかる利用者負担については全額とする。
- 6 平成27年4月1日施行の生活扶助基準の改正に伴い生活保護が廃止された者であって、廃止時点において本事業に基づく軽減又は特定入所者介護（予防）サービス費の支給により居住費の利用者負担がなかった者のうち、引き続き第3条に該当する者については、第5条の規定にかかわらず、軽減の程度を居住費以外にかかる利用者負担については、4分の1（老齢福祉年金受給者は2分の1）を原則とするとともに、居住費にかかる利用者負担については全額とする。
- 7 平成27年度においては、自らの財務状況を踏まえて自主的に事業実施が可能である旨を申し出た社会福祉法人については、第11条に規定する助成措置を受けることなく本事業を実施することができるものとする。この場合において、助成措置以外の実施方法は、本要綱の規定に基づくものとする。

附 則

この要綱は、平成13年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成13年12月13日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年9月20日から施行し、平成25年8月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成26年4月23日から施行し、平成26年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成27年6月20日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成28年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際現に提出されている改正前の様式により使用されている書類は、改正後の様式によるものとみなす。

3 この要綱の施行の際現に改正前の規定に基づき作成されている用紙は、所要の調整をして使用することができる。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年2月13日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和2年7月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際現に改正前の様式の規定により作成されている用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

第1号様式（第6条関係）

郡山市介護保険社会福祉法人等利用者負担軽減対象確認申請書
 （社会福祉法人等による利用者負担の軽減措置）

		確認番号								
被 保 険 者	被保険者 番号			個人番号						
	フリガナ			生年月日	年 月 日					
	氏名									
	住 所	〒 ー		電話番号 ()						
利用者負担額 軽減申請理由				利用している サービスの種類 (○をつけてく ださい)	1 ホームヘルプサービス 2 デイサービス 3 ショートステイ 4 特別養護老人ホーム					
フリガナ			生年月日	年 月 日						
世帯主 氏名			個人番号							
フリガナ			生年月日	年 月 日						
世帯員 氏名			個人番号							
フリガナ			生年月日	年 月 日						
世帯員 氏名			個人番号							
フリガナ			生年月日	年 月 日						
世帯員 氏名			個人番号							
郡山市長 上記のとおり郡山市介護保険の特別対策に係る社会福祉法人等による利用者負担額の軽減対象 の申請をします。 年 月 日 住所 申請者 氏名 電話番号 ()										

保険者記入欄

交付年月日	年 月 日	可否	判定						
			要綱	要領					
適用年月日	年 月 日		該当	1	2	3	4	5	6
		割合	条項	課税	世帯収入	世帯預貯金	不動産	被扶養	滞納
有効期限	年 月 日			課税 非課税			有 無	有 無	有 無

備考

- 1 太線枠内を記入してください。
- 2 □のある欄は、該当箇所にレ印を付けてください。

第2号様式（第7条関係）

住 所

氏 名

郡山市長



郡山市介護保険社会福祉法人等利用者負担軽減対象決定通知
(社会福祉法人等による利用者負担の軽減制度)

さきに申請のありました、社会福祉法人等利用者負担軽減対象確認申請については、下記のとおり決定しましたので通知します。

被保険者氏名	
被保険者番号	

決定年月日	年 月 日
決定事項	
承認する	適用年月日 年 月 日 有効期限 年 月 日 確認番号
承認しない	理由

問合せ先 郡山市保健福祉部介護保険課
住 所 郡山市朝日一丁目23番7号
電話番号 024-924-3021

審査請求関する教示 裏面

(教示)

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、福島県介護保険審査会に対して審査請求をすることができます。
- 2 処分の取消しの訴えについては、1の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。この処分の取消しの訴えは、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、郡山市を被告として（訴訟において郡山市を代表する者は市長となります。）、提起することができます。

なお、次のいずれかに該当する場合は、この裁決を経ずに訴訟を提起することができます。

- (1) 審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき。
 - (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
 - (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。
- 3 ただし、1又は2の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなり、また、審査請求に対する裁決のあった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

福島県介護保険審査会

住 所 〒962-0834 須賀川市旭町 153 番地 1

福島県県中保健福祉事務所内

電話番号 0248-75-7808

第4号様式（第9条関係）

社会福祉法人等利用者負担軽減確認証再交付申請書

年 月 日

郡 山 市 長

申請人 住 所
氏 名

社会福祉法人等利用者負担軽減確認証を破損・亡失したので再交付申請いたします。

被 保 険 者	フリガナ		確 認 番 号	
	氏 名		被 保 険 者 番 号	
	生年月日	明・大・昭 年 月 日	電 話 番 号 ()	
	住 所	〒 -		
破損・亡失 年月日	破 損 ・ 亡 失 年 月 日			

第6号様式（第13条関係）

郡山市介護保険の社会福祉法人等利用者負担軽減に係る助成金申請書

年 月 日

郡 山 市 長

所 在 地

名 称

代表者名

印

下記のとおり介護サービスの利用者負担の減額を実施しましたので、郡山市介護保険の特別対策に係る社会福祉法人等利用料軽減助成要綱第13条の規定に基づき申請します。

記

1 利用者負担の軽減措置の実施期間

年 月 日 ～ 年 月 日

2 利用者負担の減額の状況

介護サービス名	減額措置 人 数	本来受領すべき 利用者負担額	減額した額

